



Basicグループ入会申込書

(2008-2-16版)

Basicグループ御中

西暦 年 月 日

ご住所

ふりがな

お名前

印

固定電話番号

携帯電話番号

メールアドレス

私は Basic グループ入会に当たり、以下の内容を理解、同意して入会を申込みます。

—— 以下、Basicグループを甲、男性会員(お客様)を乙、女性会員を丙と表記します。 ——

乙は甲入会に当たり、甲の入会要件を満足する必要があります(下表のチェック欄にチェックしてください)。なお入会条件を満足した場合でも、甲が乙の入会を適切でないと判断した場合は、退会いただく場合がございます。

チェック欄	Basicグループ入会要件
<input type="checkbox"/>	年齢: 30才以上60才位までの健全・健康な男性
<input type="checkbox"/>	中国人女性との結婚を誠実・真剣に考えている方
<input type="checkbox"/>	職業: 安定的収入のある定職に就いている方
<input type="checkbox"/>	消費者金融を利用していない方
<input type="checkbox"/>	年収: 300万円程度以上の方 花嫁来日申請時、入国管理事務所より源泉徴収票等の提出を求められます。
<input type="checkbox"/>	ご家族の同意、賛意が得られる方
<input type="checkbox"/>	外国人への偏見がなく、中国人女性を尊重できる方
<input type="checkbox"/>	酒癖、暴力、ギャンブル癖、犯罪歴のない方
<input type="checkbox"/>	社会的一般常識があり思いやりのある方

基本事項

1. 甲、乙、丙とも本書で規定する内容を誠実に履行する。
2. 甲、乙、丙とも遵法を第一優先とし、一切の違法行為を行わない。
3. 甲は乙に対しお見合い、結婚を強制するものでなく、全て乙の自由意思で最終決定する。
4. 成婚後、乙、丙は配偶者である双方を互いに尊重・敬愛し、慈愛に満ちた家庭を実現する。甲はこれを誠実に支援する。
5. 万一トラブルが発生した場合は、右規約により迅速・誠実に対応する。

Basicグループ規約

A 本規約の適用範囲

a 入会

乙は、甲が主催する Basic グループホームページの無料会員登録に乙自身が申込みることにより、Basic グループ仮会員として入会する。また乙が甲に Basic グループ入会申込書(本書)を提出することにより、Basic グループ正会員として正式入会する。

- 1) 乙は正式入会と同時に、本規約に同意したものとする。
- 2) 甲から乙に対し、一方的な勧誘等の不法行為はしない。
- 3) 甲が乙から提供された個人情報は、個人情報保護法に則り適正に管理する。
- 4) 甲は乙に対し、甲が提供するサービスを遅滞なく誠実に提供する。

b 退会

- 1) 正式入会后8日以内はクーリングオフの対象とし、理由の如何を問わず乙から甲への書面での通知により、甲は遅滞なく会員登録を抹消するとともに乙の個人情報を削除する。
- 2) 乙より退会の申し出があった場合は、甲は精算手続きを含む退会手続きを遅滞なく実行するとともに、乙の個人情報を削除する。

B 第1回訪中(お見合いツアー)

- 1) 基本的に男性1人が女性3~5人とお見合いをする事とする。
- 2) お見合いをしてお気に入りのお相手が見つからない場合は、帰国後に再度、第1回訪中に参加するか或いは参加を保留または取止めるかは乙の完全なる自由とする。
- 3) お見合い時に乙、丙お互いに婚約を決意して、帰国後3日以内に一方から断りがあった場合でも、甲、乙、丙いずれも責任を負わないこととする。
* この場合追加金額の授受は無いものとする。
- 4) 第1回訪中を乙の都合で取止める場合は、飛行機代のキャンセル料に基づき精算し、その他費用の返金は無いこととする。
* 但し、延期の場合は支払い済み費用は有効とする。

C 第2回訪中(結婚手続きツアー)

- 1) 第1回訪中で婚約した場合帰国後、乙は甲に原則として10日以内に結婚手続き費用の全額を支払う事とする。
- 2) ご入金後、第2回訪中実施前に乙の一方的な理由で解約する場合は、甲は乙に対し第2回訪中ご入金金額から80万円を差引いた金額を返金することとする。
* 但し乙の正当な事由で延期の場合は、この限りでは無く誠実に相談に応じる。
- 3) 中国で結婚の手続き遂行中、中国の官庁の突発的な理由で手続きが遅れた場合に、乙が滞在延長或いは再訪中の必要が生じた場合は、甲、乙相談のうえ対処することとする。
- 4) 中国で結婚手続きを済ませて帰国後、乙の一方的な事由により結婚を解消する場合は、それまで支払った金額(結納金を含む)を返金しないこととする。
- 5) 帰国後、入国管理事務所へ丙の「在留資格認定証明書」を申請した時点で甲の特定商取引の最終責任満了とする。ただしその後の相談、質問等は丙の来日後も無料で応じる。

D 花嫁来日

- 1) 乙による丙の「在留資格認定証明書」を申請後、丙の都合、不慮の事由により丙から結婚の破棄の申し出があった場合は、甲は乙に別の女性を紹介する事とする。
* この場合乙は、交通費、宿泊費等の実費のみを甲に支払う事とする。
* 乙がツアーを解約する場合は、甲は乙への支払い義務はないものとする。
- 2) 丙が来日後60日以内に、丙の一方的な理由で離婚した場合もD 1)と同様とする。
* 離婚が乙に起因する理由と判断された場合は、甲は保証の義務はないものとする。

E その他

甲が提供するサービスの過程で、自然災害、交通事情、現地中国側役所の事情により訪中日程、手続き日数の延長、変更が発生した場合は、その都度乙に相談のうえ善処する。

以上